

令和7年度学校講師（会計年度任用職員）新規登録案内

勤務条件等	
職の位置づけ	○ 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	○ 令和7年4月1日～令和8年3月31日の間で、選考後に定める期間 ○ 再度の任用 なし
条件付採用	○ 採用はすべて条件付きのものとし、採用後1か月間（採用後1か月の勤務が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。
職務内容	○ 少人数指導授業、正規職員の負担軽減等に伴う授業の実施
勤務場所	○ 大田区立小・中学校 ※ 敷地内は禁煙です。
報酬額	○ 時給 2,500円
諸手当 （相当額）	○ 期末勤勉手当 基準日に在職し、会計年度内で6月以上の任用期間があり、週3日以上又は週15時間30分以上勤務する方が対象です。 ○ 通勤手当相当額
勤務時間等	○ 勤務時間 週24時間以内 ○ 始業・終業時刻、休憩時間は学校ごとに決定します。 ○ 時間外勤務は原則ありません。
休日	○ 原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります。 ○ 上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ①国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②年末年始の休日 （12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。） ③国の行事が行われる日で規則で定める日。
社会保険	○ 公立学校共済組合（短期給付（健康保険等））、厚生年金及び雇用保険に加入となります。 ※ 社会保険は、勤務時間、任用期間により適用できない場合もあります。
公務災害	○ 区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働災害補償保険のいずれかが適用されます。
休暇	○ 年次有給休暇、夏期休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※ 勤務日数により付与されないものがあります。 ※ 各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
服務	○ 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ○ 営利企業への従事等の制限対象からは除外されており、兼業することができます。

応募・選考方法	
応募資格	① 令和8年3月31日まで有効な教員免許を有する方 ② 地方公務員法の欠格事由（次頁のとおり）に該当しない方
選考方法	① 書類選考（履歴書及び課題作文） ② 面接
判定基準	次頁のとおり。
提出書類	以下の書類（別添）を下記申込窓口へ持参又は郵送してください。 ① 大田区立学校講師採用選考申込書 ・大田区教育委員会指導課学校支援担当で配布します。 - また、区ホームページからもダウンロードできます。 ・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。 ・申込書には必要事項を記入し、写真を貼ってください。 （写真の裏に必ず記名をしてください） ② 課題作文 ・様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 ・課題は「学校講師の職務にどのように取り組みたいか。あなたの考えを述べなさい。」とし、400字以内で記述してください。 ③ 教員免許状の写し等
提出期限	上記提出書類を <u>令和7年9月30日(火)（※必着）</u> までに下記申込先へ持参または郵送してください。 ※郵送の場合は、提出期限日内の消印が有効です。 ※持参の場合は、下記申込先に提出期限の17時15分までに提出してください。受付は土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。 ※封筒の表面に「学校講師受験申込」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。
選考結果	上記書類を受領後2週間程度で郵送にて通知します。 ※合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
応募後の取扱いについて	① 応募後、書類選考に合格された方は「大田区立学校講師候補者登録名簿」に登録されます。 ※名簿に記載された情報は、大田区立小・中学校に情報提供されます。 ② 必要が生じたときに、小・中学校から直接登録者に連絡します。 ③ 学校長・副校長による面接を行います。 ④ 大田区教育委員会より、郵送にて選考結果を通知し、任用が決定します。
名簿有効期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ 名簿に登録されても、必ずしも任用されるとは限りません。
申込先	〒144-8623 大田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア5階 大田区教育委員会 指導課学校支援担当 電話 03-5744-1424 Fax 03-5744-1665

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき、国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

判定基準	
筆記（作文）	
問題意識	職務にあたる視点で状況認識ができているか。 問題意識に幅広さや深さが感じられるか。 文章から学習指導における業務への熱意が感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かであるか。
専門知識	講師としての各業務において、重要と考える事項が妥当なものか。
職務への理解	職務を進めるうえで、必要とされる事項として挙げているものが妥当なものか。
面接	
知識・技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
対応力 （理解力）	臨機応変な対応ができるか 質問の趣旨を理解しているか わかりやすく簡潔に答えているか
積極性 （責任感）	学習指導における職務の目標と責任を理解しているか。 粘り強く目標達成に向けた行動をとることができるか。
協調性 （適応性）	上司や他の教員及び学校職員と協調して円滑に業務にあたれるか。 相手の意見を尊重しながら、自分の考えを適切に伝えることができるか。 傾聴の姿勢は適切か。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。 自己啓発に努め、新たな知識を習得し職務に活かしていく意欲があるか。

地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破棄することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。